

全体会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

なお、水道事業会計についてはこの限りではありません。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(移動平均法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく低価法

ただし、水道事業会計については先入先出法に基づく原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における当町への積立金額の過不足額を加減算した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(当町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

ただし、水道事業会計についてはこの限りではありません。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、水道事業会計についてはこの限りではありません。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

(5) その他重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

種類	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
		組合等負担見込額	一千円	
設立法人の負債額等負担見込額	一千円	508,549 千円	一千円	508,549 千円
合計	一千円	508,549 千円	396,652 千円	905,201 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

(3) その他主要な偶発債務

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体(会計)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	—	—	—
全体会計			
国民健康保険特別会計	—	—	—
後期高齢者医療特別会計	—	—	—
下水道事業特別会計	—	—	—
介護保険特別会計	—	—	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	100.00%

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示しています。

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

会計	事業内容	繰越理由	支払予定額
一般会計	民生費－社会福祉費－プレミアム付商品券事業費	繰越明許	1,827 千円
一般会計	土木費－土木管理費－施設管理費	繰越明許	17,770 千円
一般会計	土木費－都市計画費－都市計画総務費	繰越明許	8,000 千円
一般会計	土木費－住宅費－住宅費	繰越明許	90,947 千円
一般会計	消防費－消防費－消防施設費	繰越明許	1,666 千円
一般会計	消防費－消防費－防災対策費	繰越明許	165,120 千円
一般会計	教育費－教育総務費－義務教育学校整備費	繰越明許	489,000 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成 31 年度(令和元年度)予算において財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産 土地 153,000 千円

鑑定及び査定による売却可能価額を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額

－千円

③ 基金借入金(繰替運用)の内容

該当基金なし ー千円

④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当リースなし ー千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

▲27,469 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,101,390 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	234,557 千円
長期前受金の返還支出	1,040 千円
未収債権額の増加	21,523 千円
棚卸資産額の増加	738 千円
未払債務額の減少	86,982 千円
その他流動負債額の減少	15,654 千円
長期前受金収益化額	66,545 千円
減価償却費	▲1,481,146 千円
賞与等引当金繰入額	▲105,673 千円
賞与等引当金充当額	98,292 千円
徴収不能引当金繰入額	▲3,997 千円
徴収不能引当金戻入額	607 千円
徴収不能引当金充当額	3,927 千円
退職手当引当金戻入額	58,261 千円
退職手当引当金戻入額(改正差額)	29,431 千円
損失補償等引当金戻入額	40,193 千円
資産除売却損	▲402 千円
純資産変動計算書の本年度差額	167,921 千円

③ 重要な非資金取引

寄付(藤井 1 丁目 181-1)	5,062 千円
-------------------	----------